

2 保険料の徴収が始まります

≫ 保険料は原則として年金からの天引きとなりますが、年金額等に応じて次の2通りに分かれます。

(1) 年金額が18万円以上で、かつ、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1以下の人 ⇒ 4月以降、年金支給期(年6回)に年金から天引きされます。

(2) (1)以外の人 ⇒ 7月以降、年9回払で、納付書または口座振替で納付します。

※ 平成20年度は(1)に該当する場合でも、7月以降、納付書等で納付する場合があります。

※ 被用者保険(政府管掌及び組合管掌保険、船員保険、共済組合など。国民健康保険は該当しません。)の被扶養者であった人については、特例措置として、9月までの保険料の徴収はありません。



3 障害を事由に老人保健の適用を受けている人は選択ができます

≫ 一定の障害がある65歳以上74歳以下の人で、現在老人保健の適用を受けている人は後期高齢者医療制度の対象になりますが、申し出により後期高齢者医療制度の被保険者にならない選択ができます。

≫ 後期高齢者医療制度の被保険者になるかならないかにより、加入する医療保険、保険料、一部負担の割合などが異なります。

≫ 対象者には、関係文書を既に送付しておりますが、被保険者にならないことを選択される場合で、まだ申し出をされていない人は、お早めに桂川町役場の保険環境課(医療介護保険係)まで申し出ください。

電話等でのお問い合わせ窓口(コールセンター)を設置します

後期高齢者医療制度や保険料にかかる電話等でのお問い合わせ窓口(コールセンター)を、3月10日から10月末まで、福岡県後期高齢者医療広域連合に設置します。新しい制度についてのご不明な点など、お問い合わせください。

福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター

受付時間 8時30分～17時30分(土、日、祝休日を除く)

電話 092-651-3111

F A X (言語、聴覚等に障害がある方用)092-651-3901

